

平成29年度 国立大学法人群馬大学 研究費不正使用防止計画

平成29年12月20日改正

平成30年 3月 9日改正

【 資金適正執行委員会 】

(平成27年4月1日制定)

はじめに

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）においては、本学で管理を行うと規定している資金の適正な執行を図るため国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程（以下「資金適正執行規程」という。）を制定しているところです。

しかしながら、本学においても研究費の不正使用が発覚し、学長から厳格な不正使用再発防止対策を講じるとともに、各教職員に対するコンプライアンス教育の徹底するよう指示がありました。

教職員においては、本不正使用防止計画及び会計ルールハンドブックの内容を再確認し、適正な資金執行に努めてください。

1. 国立大学法人群馬大学不正使用防止計画について

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図るため、資金適正執行規程第10条の規定に基づき、以下のとおり不正使用防止計画を策定し実施する。

2. 基本的な取り組み

(1) 研究者等の意識向上に向けた取り組み

研究者及び事務職員に対して、研究費の使用に係る学内諸規程及び不正使用防止に係る学内諸規程等を周知するとともに、**コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るため、定期的に説明会や研修会等を開催**する。

(2) 内部監査体制の強化

研究費の適正な管理を行うため、監事・監査室、内部監査部門及び会計監査人がそれぞれの監査におけるモニタリングによる**機関全体の視点からのモニタリングを実施**することにより、監査体制の強化を図る。

(3) 重要事項に対する取り組み

検出したリスク、発生した不正に対し再発防止策として整理した、別紙1-1「会計手順、ルールブック等の改訂に向けたロードマップ」の確実な実現に向けた進捗管理を徹底して行う。

また、別紙1-2「重要事項に対する取組について」を実施する。

(4) その他、不正使用防止の観点から必要な業務の見直し

その他、不正使用防止計画の実効性向上をする観点から、現状の業務及び会計ルールについて必要な見直しを行う。

3. 不正使用防止に関するPDCAサイクルの確立

取り組み事項については、**P**lan（計画）→**D**o（実行）→**C**heck（評価）→**A**ct（改善）によるサイクルを確立、確実に繰り返すことによって継続的な改善を行う。（別紙2）

会計手順、ルールブック等の改訂に向けたロードマップ

別紙 1 - 1

	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
1. コンプライアンス推進責任者、同推進副責任者等説明会を行い、各責任者に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し意識の向上を図ることを規定する。	開催改正手続き	諸会議で周知	諸会議と併せ、説明会を実施	
2. 異動に際して、各責任者の意識低下を防ぐため、引継ぎを実施を行うことを規定する。	開催改正手続き	諸会議で周知		異動者に対して個別に対応
3. 説明会の他にe-learningを用いたコンプライアンス教育を実施し、理解テストを実施する。未受講者を総括管理者からコンプライアンス責任者へ通知する。		平成30年7月を目途に準備を進める		
(29年度におけるコンプライアンス教育)		説明会実施	説明会録を学内ポータルにアップ・未受講者への個別依頼	
4. 教授会等での説明会を実施し、説明機会を増やす。	公表後、各教授会で説明			
5. 説明会またはe-learningいずれかの受講を必須とし、教員発注権限付与及び公的研究資金申請の要件とする。また、未受講者には基礎的研究経費の配分を見合わせる。		平成30年7月を目途に準備を進める		
6. 教職員向けの「会計ルールハンドブック」等を必要に応じて見直し、改訂版を出すこともに、ハンドブック等により周知する。		今回の改訂事項をはじめ、ハンドブックを見直し、改訂版を作成する。		改訂版の公表・配布
7. 学術等研究室の非常勤職員向け説明会を実施する。		諸会議で周知	説明会を実施	
8. 毎年定期的に資金適正執行委員会を実施して、不正防止計画の実施状況の確認・分析、及び見直しを実施する。				資金適正執行委員会の実施
9. 教員発注に一日当たりの上限額のほか、一月当たりの上限額を設けるとともに、10万円以上の備品を購入する際には、相見積りもりの取扱いを義務付ける。	運用方法を検討		ハンドブック掲載	諸会議で周知
10. 予算管理責任者の発注指示系統の明確化を図るため、現行の「教員発注届出書」の様式を見直し、発注する者（非常勤職員等）を記載させ、予算管理責任者の確認・署名を義務付ける。	様式の見直し	諸会議で周知	新しい様式による届出開始	
11. 納品検取時に予算管理責任者の発注内容等を的確に伝達するため、物品請求システムによる「発注書」の作成を義務付けるとともに発注業者に交付し、検取時には「発注書」の権限等を必須とする。		様式の見直し、システムの改修	諸会議で周知	
12. 多頻度、同物品・数量等及び予算別のチェックを行い、各研究室にフィードバックすることも必要に応じて担当者のヒアリングを行う。	予算別データのチェック	各研究室へのフィードバック	必要に応じてヒアリング	以降定期的に継続する
13. 業者による納品物品の持ち帰りや納品検取時における納品物品の反復使用等を防止するため、持ち帰りの対象とされた物品等に対して事務部門でのマーケティングを行うとともに、抜き打ちで毎月現物確認を行う。		試行的にマーケティングを実施	マーケティングする方法・範囲等を具体的に検討	諸会議で周知
14. 不正に関与した業者に対する取引停止措置の長期化を検討する。	役員会で審議		規則の施行開始	
15. 「会計ルールハンドブック」やHP等に相談窓口、通報窓口をわかりやすく明記するとともに、ハンドブック等に記載し、諸会議でも定期的に周知する。	ハンドブック(リーフレット)内容の検討・印刷	諸会議で周知		改訂版ハンドブックの公表・配布 諸会議で周知
16. 教員発注・購入状況のデータ分析に基づき、特定業者との多頻度取引等に対するリスクアプローチを強化する。	内部監査実施済(～10月)			

重要事項に対する取組について

平成29年度 国立大学法人群馬大学不正防止計画を周知しているところですが、不正使用防止計画別紙1「会計手順，ルールブック等の改訂に向けたロードマップ」に掲げる次の2点について、以下により実施します。

会計ルールハンドブックに記載されているルールに加え、本取組の趣旨を理解のもと、物品の調達手続きに遺漏がないようお願いいたします。

※ 本件は、本学役員会了承のもと、各学部等教授会を利用し概略について周知済み。

1. 教員発注に一日当たりの上限額のほか、一月当たりの上限額を設けるとともに、10万円以上の備品を購入する際には、相見積もりの徴取を義務付ける。

【1日当たりの上限額】

1日における同一業者への発注合計額が50万円未満（税込み）となる物品購入及び役務契約

【1月（暦）当たりの上限額】

教員1人当たり（予算の相違を問わず） 400万円（税込み）

【10万円以上の備品を購入する際の相見積もりの徴取】

2社以上から見積を徴取し価格を比較する。

価格の比較を行った見積りは、全て事務部へ提出する。

※ 備品：単体 又は 一体として使用する物品で10万円（税込み）以上のもの

例1 1台10万円（税込み）のパソコン ⇒ 備品

例2 1台 9万円のデスクトップパソコン+1台2万円のディスプレイ 計11万円（税込み）を
一体で使用 ⇒ 備品

※ 相見積もりは、特定1社以外に競争の相手が存在しない（メーカー直接販売、特定の代理店が存在する等）場合は当該事実が記載された書面を徴取（ホームページの記載、先方の証明、確認した事実が分かる書面等）することとし相見積もりを省略することができる。

2. 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用等を防止するため、持ち帰りの対象とされた物品等に対して事務部門でのマーキングを行うとともに、抜き打ちで毎月現物確認を行う。

【マーキング】

事務部門で適宜納品物品にマーキング（スタンプ、マジックによるチェック等）を行う。対象物品の詳細な基準は非開示とする。

※ 返品が不可能となる可能性があるため、誤発注に十分注意すること。

【抜き打ちで毎月現場確認】

事務部が不定期に研究室に赴き、マーキングした物品を中心に、抜き打ちで現物の管理状況等を確認すると共に、会計ルールについて適宜ヒアリングを行う。

※ マーキングがされていた場合であっても、購入した物品について当初の研究計画どおりに使用してください。（マーキングされていた部分を保管する等の措置も必要ありません。）

不明な点がある場合は、速やかに各学部等会計担当者へ相談すること。

基本的な取組み	Plan (計画)	Do (実行)	Check (評価) (平成30年3月実施予定)	Act (改善) (平成30年3月実施予定)
1. 研究者等の意識向上に向けた取組み				
<p>研究者及び事務職員に対して、研究費の使用に係る学内諸規程及び不正使用防止に係る学内諸規程等を周知するとともに「コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るため、定期的に説明会や研修等を開催する。</p>	<p>各地区における説明会及びweb受講の実施</p>	<p>各地区における説明会のほかに、webを利用し受講機会の増加。 各コンプライアンス推進責任者と連携し、全対象者の受講実施。</p>	<p>1. 資金適正執行委員会による評価 平成30年3月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価</p>	<p>1. 資金適正執行委員会における改善策の検討 (1) 計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2) 他大学等の不正事例を検証 2. 次期Planの立案 (1) 具体的な取組の設定 (2) 内部監査項目の設定</p>
2. 内部監査体制の強化				
<p>研究者の適正な管理を行うため、監事・監査室、内部監査部門及び会計監査人がそれぞれの監査におけるモニタリングによる機関全体の視点からのモニタリングを実施することにより、監査体制の強化を図る。</p>	<p>監事、会計監査人との連携</p>	<p>平成29年10月実施の学内会計監査実施結果を検証。 (H30.3) 総括責任者はその結果を監事及び会計監査人に報告。 (H30.6)</p>	<p>1. 資金適正執行委員会による評価 平成30年3月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価</p>	<p>1. 資金適正執行委員会における改善策の検討 (1) 計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2) 他大学等の不正事例を検証 2. 次期Planの立案 (1) 具体的な取組の設定 (2) 内部監査項目の設定</p>
3. 重要事項に対する取組み				
<p>検出したリスク、発生した不正に対し再発防止策として整理した、別紙1-1「会計手順、ルールブック等の改訂に向けたロードマップ」の確実な実現に向けた進捗管理を徹底して行う。 また、別紙1-2「重要事項に対する取組について」を実施する。</p>	<p>(1) 進捗管理 (2) 実施内容の妥当性の検証</p>	<p>ロードマップの進捗管理、実施方針、具体的な実施内容がロードマップに合致しているか妥当を検証し、円滑に実施できるようコンプライアンス推進責任者等との連携。(ロードマップにより随時)</p>	<p>1. 資金適正執行委員会による評価 平成30年3月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価</p>	<p>1. 資金適正執行委員会における改善策の検討 (1) 計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2) 他大学等の不正事例を検証 2. 次期Planの立案 (1) 具体的な取組の設定 (2) 内部監査項目の設定</p>
4. その他、不正使用防止の観点から必要な業務の見直し				
<p>その他、不正使用防止計画の実効性向上をとする観点から、現状の業務及び会計ルールについて必要な見直しを行う。</p>	<p>現状業務の実施状況の確認、妥当性の検証</p>	<p>各業務の妥当性を検証し、不正防止、重要事項への取組強化を目標とした見直し。(H30.3)</p>	<p>1. 資金適正執行委員会による評価 平成30年3月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価</p>	<p>1. 資金適正執行委員会における改善策の検討 (1) 計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2) 他大学等の不正事例を検証 2. 次期Planの立案 (1) 具体的な取組の設定 (2) 内部監査項目の設定</p>